



2026年5月12日

各 位

会 社 名 シ ュ ッ ピ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 小 野 尚 彦
(コード番号：3179 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O / C H R O 岡 部 梨 沙
(TEL. 03-3342-2944)

第 21 回定時株主総会における株主提案の不受理に関するお知らせ

当社は、2026年4月29日付で、株主である TAKUMI CAPITAL MANAGEMENT MASTER FUND LP (General Partner：泉 智之氏) の代理人であるフォレストウォーク法律事務所國吉歩弁護士名義の当社第 21 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主提案（以下「本株主提案書」といいます。）に係る書面を受領いたしました。

しかしながら、本株主提案書は、下記のとおり会社法及び関係法令に定める株主提案権行使の要件を満たさないため、適法な株主提案とは取り扱わず不受理といたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主提案書を不受理とする理由

取締役会設置会社に対する株主提案権は、株主総会開催日の8週間前（以下「行使期限」といいます。）までに行使される必要があります（会社法第 303 条第 2 項、会社法第 305 条第 1 項）。また、上場会社に対する株主提案権の行使に際しては、遅くとも行使期限までに個別株主通知（社債、株式の振替に関する法律第 154 条第 2 項）が完了している必要があります。

本定時株主総会は 2026 年 6 月 25 日に開催予定であるところ、行使期限は 2026 年 4 月 29 日です。本株主提案書は 2026 年 4 月 29 日に当社に到達しましたが、個別株主通知が当社に到達したのは、行使期限後の 2026 年 5 月 1 日でした。

したがって、行使期限までに個別株主通知が完了していないため、本株主提案書は会社法及び関係法令に定める株主提案権行使の要件を満たさず、不適法です。

2. 今後の対応

当社は、引き続き会社法及び関係法令並びに当社諸規程に基づき、適正なコーポレート・ガバナンスを堅持し、毅然とした対応を継続してまいります。
なお、本件に関し開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上